

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和元年8月1日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社河部物流(法人番号1500002013592)(代表者 河部太志) |
| 事業者の所在地 | 愛媛県松山市菅沢町乙409-1 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県松山市菅沢町乙409-1 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項、第4項、第18条第3項、第60条第1項、道路運送車両法第52条 |
| 違反行為の概要 | <p>平成31年2月20日及び同年3月7日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、15件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(9)新たに雇い入れた運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(10)新たに雇い入れた運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条)</p> <p>(12)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第15条)</p> <p>(13)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(安全規則第19条)</p> <p>(14)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p> <p>(15)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 15点 |
| 違反点数(事業者) | 15点 |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和元年8月2日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 丸西運輸株式会社(法人番号5490001006298)(代表者 丸岡英文) |
| 事業者の所在地 | 高知県南国市小籠780-4 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 高知県土佐市市野々565-3 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項、第4項、第60条第1項 |
| 違反行為の概要 | <p>平成31年4月22日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)</p> <p>(3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(4)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 8点 |
| 違反点数(事業者) | 8点 |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和元年8月9日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 株式会社県運(法人番号6490001005357)(代表者 松本悦雄) |
| 事業者の所在地 | 高知県吾川郡いの町内野南町88 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 高知県吾川郡いの町内野南町88 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>平成31年3月1日、重傷事故を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 1点 |
| 違反点数(事業者) | 1点 |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和元年8月26日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 株式会社あじふく(法人番号6500001009174)(代表者 黒川由紀也) |
| 事業者の所在地 | 愛媛県西条市小松町新屋敷甲2054 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県西条市小松町新屋敷甲2059-1 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>平成31年1月22日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)死傷事故を引き起こした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(8)死傷事故を引き起こした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 8点 |
| 違反点数(事業者) | 8点 |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和元年8月30日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社三栄社(法人番号7490002007590)(代表者 池内淳) |
| 事業者の所在地 | 高知県高知市二葉町12-15 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 高知県土佐市高岡町甲347 |
| 行政処分等の内容 | 許可の取消し |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第32条 |
| 違反行為の概要 | 所在不明により事業活動が長期にわたり行われていないことを端緒として調査を実施したところ、貨物自動車運送事業法で定められた届け出をしないで事業を休止又は廃止していたことが判明した。(貨物自動車運送事業法第32条) |
| 当該違反点数(営業所) | - |
| 違反点数(事業者) | - |

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。